

令和7年度 第1回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 令和7年10月16日（木）午後7時00分～午後7時48分

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 17名

石橋 善仁 委員
犬尾 元 委員
小川 政吉 委員
酒井 一男 委員
黒田 美奈子 委員
出口 晴彦 委員
寺井 雄一 委員
中野 伸彦 委員
西野 悟 委員
西村 久美子 委員
橋村 静治 委員
福田 富美子 委員
堀 剛 委員
松藤 久傳 委員
水田 明光 委員
満岡 渉 委員
森 淳子 委員

欠席者 委員 3名

草野 洋介 委員
小野 由利子 委員
中尾 理恵子 委員

事務局 19名

4 会議次第

開会

議事

（1）職務代理者指名

（2）議事録署名人指名

（3）諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について

（4）諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について

その他

閉会

【健康福祉審議会】

1 開会

○事務局

それでは、ただいまより、令和7年度第1回諫早市健康福祉審議会を開会いたします。

まず、はじめに、人事異動などにより、委員の交代があつておりますので、事務局からご紹介させていただきます。

長崎県立諫早特別支援学校 校長 石橋 善仁 様。

長崎県県央振興局保健部 副部長兼地域保健課長 黒田 美奈子 様。

諫早市歯科医師会 会長 橋村 靜治 様。

以上、3名の委員の皆様です。なお、石橋委員、黒田委員におかれましては、本審議会に設置している4つの部会のうち、前任の委員からの引き継ぎで障害福祉部会への所属となりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の出席者について、ご報告いたします。本日は、委員20名のうち17名の出席となっており、諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項の規定により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを報告いたします。

ここからは、寺井会長に進行をお願いしたいと思います。なお、委員の皆様から発言いただく際は、挙手のうえ、係の者がお持ちいたしますマイクにてお願いいたします。

2 議事

○会長

皆さん、こんばんは。本日は出席していただきまして本当にありがとうございます。また、事務局の方も資料をしっかりと準備されていて、大変だったと思います。お疲れ様です。

さて、朝夕、大分涼しくなってきたのですが、昼間なんかに日差しが強い時には、まだ8月の下旬じゃないかと思えるような暑さの日もございます。10月は、24節氣でいくと「寒露」とか「霜降」という秋の深まりを示す言葉があるのですが、どうなのかという感じがします。ちなみに、11月7日が立冬ということで、冬らしくなってくるのかなと思いますが、気候が本当に温暖化している感じがします。

また、2025年問題ということで、昭和22年から24年に生まれた団塊の世代、これらの全ての方が後期高齢者になります。そして、それに伴ういろいろな課題も少しずつ見えてきているような気がするんですが、まだまだ高齢者が増えていって、その団塊の世代の子供たち、いわゆる団塊ジュニアの方々

が、また数年後から後期高齢者になっていきます。2040年ぐらいまでは、どんどん人口の中で高齢者が増えていくというふうな状況になります。あとは、今度は逆に多子社会になっていくという形になるんではないかと思います。ちなみに、団塊の世代毎年200万人以上生まれていた子供たちが、2022年でしたか、統計で行けば80万という80万ショックと言われていましたけれども、だんだん70万ショック、下手すると60万ショックになるんじゃないかなと。どんどん人口が減っているので、これからどうなるのだろうかと思います。

政治も混沌としています。国内外ともに混沌としているこの状況の中で、どうなっていくんだろうかという感じがします。本当に先行き不透明な日本だなと。そして、私達はどうなるんだろうというような心配も少しあるんですが、肃々といろいろなやるべきことを進めていくしかないのかなというふうに思っているところです。委員の皆様、本日はよろしくお願ひいたします。

（1）職務代理者指名

○会長

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思います。議事の第1番目、職務代理者の指名ですが、諫早市健康福祉審議会条例第5条第3項の規定により、私の方で職務代理者を指名させていただきます。

これまで職務代理者をお願いしておりました浦委員が交代されましたので、新たに職務代理者を指名するのですが、今回、諫早医師会の満岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○会長

よろしくお願ひいたします。

（2）議事録署名人指名

○会長

次に議事の2番目、議事録署名人を指名したいと思います。小川政吉委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔小川委員了承〕

○会長

よろしくお願ひいたします。

（3）諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について

○会長

今回の審議の大きな柱としては、諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）、それから、諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画についてというふうに示されておりますので、審議していきたいと思います。

諮問書の写しが配付されておりますが、今回、諫早市から審議会に2つの計画について諮問があつております。初めに、諫早市地域福祉計画を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○地域福祉課長

皆さんこんばんは。地域福祉課の松尾と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、諫早市地域福祉計画の概要について、私の方からご説明をいたします。なお、説明に際しましては、資料の記載内容を要約したり、重複したりすることがございますので、ご了承いただきたいと思います。座って説明させてさせていただきます。

まず、議事資料の1ページ目をお願いいたします。この図は、諫早市地域福祉計画と関係する市の行政計画などとの関係をイメージとして示したものであります。諫早市地域福祉計画（健康福祉総合計画）は、諫早市総合計画における健康福祉分野の施策を具体化する計画であるとともに、福祉分野の個別計画、この地域福祉計画の下に4つの計画がありますが、これらの計画と地域福祉推進の理念の共有、整合を図ることとしております。また、図の右側にあります市社会福祉協議会が策定しております「地域福祉活動計画」とも連携していくこととしております。

続いて、資料の2ページ目をお願いします。この表は、地域福祉計画の概要をまとめたものでございます。1番目の計画の名称については記載の通りでございます。

2番目の根拠法令等につきましては、3本の法律がございまして、社会福祉法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯の防止等の推進に関する法律になります。関係規定の条文を抜粋しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

3番目の現計画の策定時期でございますが、現行の地域福祉計画は令和4年3月に策定し、その計画期間は令和4年度から令和8年度までの5ヶ年となっております。

次に、4番目の新計画の策定におけるポイントといたしましては、①諫早市総合計画の分野別計画として位置づけられることから、令和7年度に策定予定であります第3次諫早市総合計画の内容を踏まえた計画とします。②国が示す市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定概要踏まえた計画とします。③策定に当たっては、健康福祉分野の個別計画である諫早市高齢者福祉

計画・介護保険事業計画、諫早市子ども・子育て支援事業計画、諫早市障害者・障害児福祉計画、および、諫早市健康増進計画と整合性を図りながら見直しを行います。④地域福祉推進の中核的役割を担う諫早市社会福祉協議会においては、本市地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画（かんしゃプラン）を作成されております。この計画は、地域福祉推進の担い手という立場で、住民主体による地域福祉推進のための具体的な活動を定めた計画でございます。両計画とも時期を同じくして見直しを行うことから、市と社会福祉協議会が連携して作業を進め、基本理念の共有・内容の整合性を図ってまいりたいと考えております。⑤の次期地域福祉計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5ヶ年といたします。なお、資料には令和8年度から令和12年度としておりますが、令和9年度から13年度の間違いでございます。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

5番目の策定の趣旨としては、地域共生社会の実現に必要な地域福祉の推進に関する基本理念や施策の方向性を定めるために策定するものでございます。

6番目の計画の性格、役割につきましては、①社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画であるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画、および、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画を包含した計画でございます。②諫早市総合計画における健康福祉分野の施策を具体化する計画でございます。③各福祉分野の個別計画を総括する上位計画でございます。

7番目の計画に盛り込むべき事項につきましては、①地域における高齢者の福祉障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項、⑥成年後見制度の利用の促進に関する施策に関する事項、⑦再犯の防止等に関する施策に関する事項でございます。

8番目の新計画の策定時期につきましては、令和9年3月頃を予定しております。

9番目の担当課は地域福祉課でございます。

続いて4ページ目をお願いいたします。この表は、現時点における地域福祉計画の策定スケジュールを示しております、本日の審議会を第1回目としまして、令和8年2月には市民・地区社協等の皆様を対象にしたアンケートを実施し、具体的な計画の骨子案、および素案を策定していきたいと考えております。

す。令和9年1月にはパブリックコメントを経て、計画の答申案をお示しいたと考えております。このようなスケジュールで今後予定をしております。審議会におきましても進捗状況に応じた説明をいたしますので引き続きよろしくお願ひいたします。以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。要は、今後国からの計画も示され、またそれと連動させて具体的に考えていくという形になると思います。急に出てきたわけでもなく、これまでずっと計画を策定されており、1つの区切りとしてまた次の計画に移っていくということです。

アウトライนについては、今説明があった通りなので基本的にこれでいいかと思います。実際の内容は今後また審議していく形になるかと思いますので、方針としてこういうことでやっていく、スケジュールについてはこういったふうに考えている、ということでご理解いただければと思います。これについて何かご質問等あれば受けたいと思いますが、お願ひいたします。

〔質問なし〕

○会長

はい、それでは質問がなかったので、本件につきましては、本市の健康福祉総合計画になりますので、今後の具体的な内容については、本審議会にて今後審議することといたします。委員の皆様、よろしくお願ひします。

（4）諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について

○会長

次に、諫早市高齢者福祉計画・第10期の介護保険事業計画を議題といたします。事務局に説明を求めます。

○介護保険課長

皆様、こんばんは。介護保険課の馬場と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様方には、日頃より介護保険、高齢者福祉を含めます健康推進などの施策に対しまして、ご尽力、ご協力をいたしておりますことに深く感謝を申し上げます。それでは、本日、諮問させていただきます諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について、着座にて説明させていただきます。

初めに、諫早市高齢者福祉計画第10期介護保険事業計画の策定概要についてご説明いたしますので、議事資料の5ページをご覧ください。

1、計画名でございますが、諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業

計画でございます。

2、根拠法令等につきましては、高齢者福祉計画は老人福祉法、介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づくものでございます。

3、現在の策定状況でございますけども、第10期計画として令和6年から8年度の3ヶ年計画として策定をしております。この計画に基づいて進捗を図っておるところでございます。

4、新計画の策定のポイントでございますが、まず高齢者福祉計画につきましては、皆様御承知かとは存じますけども、急速に進む超高齢化社会への対応として現計画の検証を行いまして、また、先ほど地域福祉課から説明がございましたが、市の康福祉総合計画である諫早市地域福祉計画との整合を図りながら、高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定することといたしております。

次に、介護保険事業計画でございます。団塊の世代が65歳となり、高齢化が一段と進みピークを迎える2040年に向け、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組むことといたしております。また、令和8年7月中に国が示す予定でございます第10期計画の基本方針の骨格案、また、地域や高齢者の課題などをより的確に把握するための高齢者実態調査、そして、現在、市内各地域で実施している介護予防と生活支援の「かたらん場」などの意見なども参考にしながら、策定を進める予定といたしております。さらに、給付の実績や高齢者数の推計に基づきまして、適切なサービス量などの見込みの設定を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

5、策定の趣旨でございます。高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な日常生活を送れるよう、途切れることのない高齢者施策を進めることといたしております。

6、計画の性格、役割でございます。高齢者福祉および介護サービスに関する3ヶ年計画といたしまして、令和9年度から11年度までの3ヶ年計画と位置付けをいたしております。

7、計画に盛り込む事項につきましては、高齢者の現状と今後の見込み、高齢者福祉事業の計画概要、介護保険事業の現状と計画概要、それと資料編でアンケート結果などを掲載する予定でございます。

8、策定時期でございますが、令和9年3月頃を目指といたしておるところでございます。

9、担当課でございますが、関係課でございます地域福祉課、地域包括ケア推進課と相互協力を図りながら介護保険課で対応してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次のページをお開きください。こちらはスケジュールになっております。表

の欄の上3項目ございますけども、このうちの1番左側の健康福祉審議会（高齢福祉部会）の欄をご覧ください。令和7年10月16日、本日でございますが、この健康福祉審議会において諮問をさせていただいております。この後、高齢福祉部会の中で計画概要等の審議を5回ほど重ねさせていただきまして、令和年9年2月頃に最終協議および答申を行っていただく予定となっております。なお、事務的な今後の動きといたしましては、国からの実態把握のための調査内容の提示があつておりますので、これを踏まえ市の調査票の案を作成し、11月第1回目の高齢福祉部会を開催予定でございますが、そこで協議を行つていただき、12月頃から2月頃までの間に高齢者実態調査を行う予定にしているところでございます。この分析を基に計画検討を進めまして、来年8月頃に基本方針の提示、国からの基本方針の提示がございますので、それをもとに調査結果などの報告を行いまして、10月から1月にかけて計画案のご審議を高齢福祉部会にお願いする予定でございます。

並行して、事務局にてパブリックコメントの実施や、議会報告などを行つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上で説明を終わらせていただきますが、非常に長いスパンでの協議をお願いすることになります。第10期の本計画が高齢者の皆様にとってより良いものになるように計画してまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。高齢者については、今後増えていくわけですけれども、難しい問題もあります。2025年度のデータを踏まえると、5人に1人は認知症になるんじゃないかとか、あるいは高齢者の3割ぐらいは一人暮らしになっていくんじゃないとか、そういうことを本当により考えていかないと支援が難しいと思っています。現在、私は一人暮らしの高齢者の集いや老人福祉大会などに参加して、元気な老人ばかり見ていくので大丈夫かなと思うんですが、その裏にはかなり多くの動けない方々もおられるだろうなと思うと、やはり正しい支援をしていかないと取り残されてしまうっていうこともあるかと思います。それぞれの団体ができる支援をしていくわけですけれども、市としての考え方というのは、今ご説明いただいたとおりなんですが、これについて何かご質問等ありませんか。

○A委員

高齢者関連の介護保険計画ですから3年の期間で更新で、その時にいくつか議論をされると思いますが、介護の保険料がいくらになるのかということがあるだろうと思います。今、全国的に税金とか消費税とか社会保障負担の重さと

か議論になっていますが、同時に介護保険の保険料についても関心を持ち始めている時代になっています。本市ではどうなんだろうか。財政上ですね。必要であれば保険料を上げざるを得ないんでしょうけど、上がるような見込みなんか。

それから、もう一人手不足のことをよく現場の方からお聞きします。人材養成を大学でやっているわけですが、何となくですね、ひと頃に比べたらある熱量持つて「いくぞ」いう何かそういう支援が少なくなってきたいるような状況があるんですが、このままじゃ放っておけないので、何か工夫が必要かなと思っているんですが、その辺についての課題はいかがでしょうか。2点ほどお尋ねいたします。

○会長

今、A委員の方から2点質問がありました。まず一つは、介護保険で保険料についてのこと。それからもう一つは、人材についての育成あるいは確保ということになるかと思います。この2点についてよろしいですか。

○介護保険課長

介護保険課の方から答えさせていただきます。まず介護保険料でございますけども、第7期から第9期まで基準額といたしまして5,970円ということで、今のところ3期据え置きでなっているところでございます。今後の見込みといたしましてはですね、先ほど申し上げましたけれども、今、高齢者が増えていって給付の方がどんどん伸びているところでございます。それに応じて、保険料の方も検討をしていくところでございます。保険料につきましては、介護保険条例の中で定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、人材不足の関係ですけども、どの業種もそうなんですけども、人材不足は言われているところでございます。特に、介護の方も新聞報道とかで事業所が倒産したりとかが、よく出ているところでございますけども、まず、国では生産性向上ということで、ＩＣＴの機器を導入する補助をされたりとか、県では外国人材の斡旋をされたりとかいうふうな人材確保の活動をされております。

また、県の方では2026年度、来年度1,470人ぐらい介護人材が必要になってくるというふうな話になっております。市としましても、大体その1割ぐらいは諫早市での不足になるんではないかという予測を立てながら活動しているんですけども、今度、10月18日に「介護の日」ということで人材不足解消のため、テーマの1つとしてまず介護というものを知ってもらおうとい

うことで、子どもから大人の方まで参加いただけるようなイベントを開催したりして、周知等を図っているところでございます。

今後も、そういうふうな活動を行いながら人材確保等に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

よろしいでしょうか。そういう課題がたくさんあるような感じを受けるんですね。高齢者も65歳まで働かないといけない。そのあとは樂々生活できるかというとそうはいかないので、やっぱり働いて、しかし、働いて稼げば稼ぐほど税金取られるという悪循環みたいなところがあるし、そういった中で働く人たちも、介護に関わる人たちの給料はまた安いというか、それに見合うだけの給料が出てないというような、そういう課題もまたある。また、いろいろなストレスがあるのか、今回事件が1つあっていましたけど、その前も大きな事件が、元職員が介護施設あるいはそういった施設の中で起こした事件があつていて、いろいろなストレスがあるんでしょうけれども、殺人事件が起きたりとかいろいろなこともあるという中で長続きもしない。介護の仕事は非常に重労働である割には本当に難しいかと思いますけど、これも考えながらやっていかないといけないと思います。他にございませんか。

○B委員

今の質問に関連してなんですけども、訪問介護事業ですかね、介護の事業の中で基本的なホームヘルパーの派遣という事業についてですけれども、前回の報酬改定でここだけ引き下げられた。結果として、今年度に入ってからこの事業所があちこちで閉鎖される、あるいは規模縮小していくということで、自治体によっては訪問介護事業ができないという事態が発生しているというふうに聞いております。お聞きしたいのは、諫早市ではそういう事態にはまだなっていないかと思うんですけども、現状としてどういうふうになっているのか。それから、今回改定においてですね、訪問介護事業が非常に利益率が上がっているっていうふうな厚労省の見解だったので下げたという非常に荒っぽいやり方があったかというふうに聞いています。私どもは現場で見ているとですね、施設に関連した訪問介護事業は確かに報酬が上がっているんですけども、実際に個々の自宅に訪問しているところっていうのは、ギリギリ、あるいは実質赤字というふうな状態で営業していたところで、このような事態になったというふうに理解しております。その点について、市役所はどういう見解を持たれていますか教えていただければと思います。

○会長

B 委員の方から 1 点目は、訪問介護事業の現状はどうなっているだろうかということと、2 点目は利益率が上がっているけど、個々に訪問しているところを見てみると、そういうのがなさそうな部分も見えてくるということです。これについての市の見解はいかがでしょうか。

○介護保険課長

訪問介護事業所の件についてお答えさせていただきます。諫早市の状況いたしましては、今現在、訪問介護事業所 37 事業所ご登録がございます。その内の 3 つが休止中でございます。現状としまして、訪問介護事業所から苦しいとか厳しいとかという直接的な声は伺ってはいないところでございますけども、どうしても人材不足となりますと、その話は他から聞こえてくるところがあるところでございます。

次に利益率の方ですけども、B 委員がおっしゃるように今回令和 6 年度で訪問介護と定期巡回型だとそのあたりがですね、引き下げられているところでございます。しかし、おっしゃるように施設のところで介護施設ではない有料老人ホームなどのところでヘルパーの利益率が上がっていると。ただ、実際回れる方々につきましては、事業所から自宅まで訪問とかやっておられますので、なかなか利益率は実際上がっていないっていうふうに伺ってはいるところでございます。この内容につきましては、国の方でも審議されているところでございますので、そのあたりを見極めながら我々の方も対応していきたいというふうに考えております。

○会長

よろしいでしょうか。その他何かありませんか。

○C 委員

全体を通しての質問でもよろしいでしょうか。スケジュール等を見ていると高齢者実態調査とか前段の計画の審議の中ではアンケートとかあるんですけど、急速に高齢化が進むとかいう状態において、例えば、第 4 次の計画が次に反映されるような次の調査になるのかどうかですよね。そういう使用前、使用後みたいな結果が出されるのかどうかというところで、今までそういう「前はこうだったので、次はこうします」というような話があまり聞こえてこないような気がするので、そういう計画とかがあればと教えていただけないでしょうか。

○会長

それは、総合計画についても、介護計画についてもどちらについてもですね。スケジュールが出てきた中で、前回の計画の成果を踏まえてのものがあると思うんですけども、そこら辺をどう捉えるかということかと思うんですが、それぞれに答えていただければと思います。

○介護保険課長

介護保険課の方からお答えさせていただきます。この高齢者実態調査というのは、委員がおっしゃるように、諫早市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態を把握して、今後の高齢者福祉施策に生かすための調査ということで行っているところでございます。前回のものを生かしながらですね、今回も新たにまた高齢者のニーズはどういうものがあるのかっていうのを考えながら、調査内容等質問内容等を考えていきたいというふうに思っております。

○会長

総合福祉計画の方はどうですか。

○地域福祉課長補佐

地域福祉課長補佐の松尾と申しますが、私の方からお答えをさせていただきます。確かに現在の地域福祉計画の方は、特に目標値とか評価ができる数値は定めておりません。それはですね、福祉計画の方は分野が大きく、どういったものを目標値として定めるのかは十分な検討が必要なため、前回の4次計画は定めておりませんでした。ただ、今回、市の総合計画でもそうですが、目標値というのは振り返りをする上では、どういったところまで達成ができたかという判断の一つの材料になると思いますので、まだこの場で目標値を定めるとは、はっきりと申し上げることはできないんですけども、そういう方向も検討していきたいと思います。もちろん第4次計画については、振り返った上で、今後国の動きとかもございますので、そういうものを参考にしながら策定したいと考えています。

○C委員

先ほど、会長もおっしゃったように労働年齢がどんどん上がっておりまます。60歳の定年が65歳、企業でいうと70歳とかなってくる場合があって、それは働けている人はそれでいいんでしょうけど、それが働けなくなったらどうなるのかっていうところが、すごくタイトになっているイメージがあります。人が増えているっていう意味ですね。なので、高齢者が急速に増えてくるという状況の中では、そういうことを踏まえた考え方が必要なのかなと思います。

私は、薬剤師会ですので、例えば、お薬の飲む種類が増えたりとか、そういうしたものも含めていろいろ今後検討する必要があるのかなと思ったりもするので、そういう観点も持っていたいだけばなと思います。

○会長

なかなか難しいと思いますけども、アンケートの出し方ですよね。何を求めてどんなふうにしていくかっていうようなこともしっかりとしていかないと、何かアンケートのためのアンケートみたいになってしまふ可能性もあると思います。それで、市のまちづくり総合戦略の中ではKPI（キー・パフォーマンス・インディケーター）ですかね、そういう評価の仕方をされているみたいなんですが、数値目標を出したりですね。あれはあれでちょっと問題あるかなと僕自身は思っているんですけども、いろいろな方法があるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他にございませんか。特にないようでしたら、本件につきましては、具体的な内容については高齢福祉部会の方に審議を付託することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、諫早市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画につきましては、高齢福祉部会へ付託いたします。以上をもって審議を終了いたします。

3 その他

○会長

その他で、最後に次第の3番目、事務局の方から何かござりますか。

○事務局

事務局から連絡です。今後の健康福祉審議会の開催予定についてになりますが、第2回会議につきましては、令和8年1月末頃を予定しております。曜日と時間は今回と同じになりますが、改めてご案内いたしますのでご出席をお願いいたします。また、部会につきましても、今年度は、先ほどご説明ありました高齢福祉部会と子ども・子育て部会を予定しておりますので、それにつきましても別途ご案内をさせていただきますので、所属の部会の委員の皆様につきましては、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○会長

審議は終了いたしましたけれども、委員の皆様の方で何かあれば、お聞きしたいと思いますが、何かございませんか。

○A委員

もう既に手続きの方をされていると思いますが、計画に関しては地域福祉計画が5年、高齢福祉・介護保険計画が3年ということではあります、それぞれ継続的な目標を設定し、そして、それを評価していくという仕組みに繋がっていくわけですが、最終的なゴールっていうのを我々も見据えながら進めていかないといけないという気がしております。

1つだけ、そういう時に国や県のいろいろな資料がありますから、それに基づきやっていくというのは当たり前の話であります。もう1つは、やっぱり地域の独自性といいましょうか、地域での課題とか、あるいはいわゆるそのメリットの部分とかですね、そういうのも生かしながらやっていく必要があるのかなと思うんですが、この次期計画の期間の中にですね、みなさんもご存知のいきはやゆめタウン計画ですか、ゆめタウン構想っていうんですかね。今、工事をやっていますが、いろいろな議論があってですね、市民が是非と、これ市民の要望だということが報道で伝わってきますけども、あそこにかなりの集客力を持つ商業施設ができるということで、この時期の計画にかかわってくるのかなと思いながら、私は子ども・子育て部会長をやっていたもんで、子ども子育てに関してみると、やはり少しそこを意識した保育サービスを提供していく必要があるというふうになったんですが、市はこの地域福祉計画に関してこういったニュータウン構想ですかね、新たなまちづくりの動きとの関係といったものは、意識されているのかどうか確認したいなと思っております。

○地域福祉課長

地域福祉課でございます。今の質問に対して、今の時点で地域福祉計画に何か反映するのかっていうのは、ちょっとイメージできていない部分がありますので、今後アンケートなどをしていくときに、そういう部分、今言われたような意見も入れて市民の方にお聞きをしながら、計画の方に盛り込まれていくような内容が出てくれば、盛り込んでいきたいなというふうには考えたいと思います。今のところ具体的に言えるような状況ではございません。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

5 閉会

○会長

特に質問がなければ、こども福祉部長の方から発言の申し出があつております

したので、お願ひいたします。

○こども福祉部長

皆さん、こども福祉部長の古賀でございます。本日は、お忙しい中、お仕事等でお疲れのところご出席いただきまして誠にありがとうございました。改めて石橋委員、黒田委員、橋村委員におかれましては、委員就任、誠にありがとうございました、どうぞよろしくお願ひいたします。本日、ご審議いただきました「諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）」と「諫早市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」につきましては、令和9年度からの新たな計画として、これから本審議会および高齢者集会において計画策定に向けた具体的な審議をお願いすることになってまいります。今、いろいろなご意見をいただきましたけれども、環境の変化、あるいは様々なニーズに応じた支援の充実が求められている中で、いずれも本市の健康福祉行政の推進におきまして大切な計画になりますので、ぜひ委員の皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○会長

まち作りの計画の中でも最終的に諫早市は、市長が言っておられる「来てよし、住んでよし、育ててよしの諫早市」を作りたいということみたいです。ただ、こっちが言うことじゃなくて、来る人がそう感じるか、住んでる人がそう感じるか、あるいは育てる人がそう感じているかっていうのは別問題なんで、諫早がいいところですよって言いながらも、それは僕たちが決めるこじやなくて、その住民が決めることなので、それに沿う計画がきちんとできればいいなというふうに期待をしているところです。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

（午後7時48分終了）